

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名		特定農産加工品生産設備等の特別償却（米穀の新用途への利用の促進に関する法律）	
税 目		所得税、法人税（措法 11 の 3、44 の 4、68 の 25）	
要 望 の 内 容	米穀の新用途への利用の促進に関する法律に規定する生産製造連携事業計画について認定を受けた個人又は法人が、その生産製造連携事業計画に記載された新用途米穀加工品等製造設備の取得等をした場合には、その取得価額の 30% 相当額の特別償却ができる制度の 2 年延長		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 我が国の貴重な食料生産装置である水田を有効活用し、新規需要米の生産を本格化させ、食料供給力を強化する。		
	(2) 施策の必要性 米粉・飼料用米など米穀の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保を図るとともに、水田の有効活用に寄与し、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的として、米穀の新用途への利用の促進に関する法律が平成 21 年 7 月に施行されたところ。 その後、平成 22 年 3 月に閣議決定した新たな食料・農業・農村基本計画において、食料自給率を 50%に引き上げる目標をたて、この中で米粉用米 50 万トン、飼料用米 70 万トンの生産数量目標を設定したところ。 この生産数量目標の達成に向けては、加工施設の整備等の供給体制の確立を課題としており、本税制を措置し米穀粉製造設備等の取得を促進し、安定的な供給体制を整備することが必要である。 また、農業者戸別所得補償制度においても、米粉用米・飼料用米は自給率向上を図るための戦略作物と位置づけられているところであり、これと一体的に施策を講じることが必要である。		

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策目的】 我が国の貴重な食料生産装置である水田を有効活用し、新規需要米の生産を本格化させ、食料供給力を強化する。 【政策目的の根拠】 - 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号） - 食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定） 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 食料の安定供給の確保 《政策分野》 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化
		政策の達成目標	平成 32 年度の生産数量目標である米粉用米 50 万トン、飼料用米 70 万トン
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日（2 年延長）
		同上の期間中の達成目標	平成 26 年度までに、生産製造連携事業計画を 100 件認定（累積）
	有効性	政策目標の達成状況	本特例措置は、平成 21 年度に創設されまだ 4 年目であり、生産数量目標は達成されていない。
		要望の措置の適用見込み	平成 25 年度適用見込み 適用対象者数 13 件、減税額 42 百万円
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	米粉用米・飼料用米の生産については、新規需要米制度が導入された平成 20 年度の 1,518ha、約 9 千トンから平成 23 年度には 41,279ha、約 22 万トンに増加。 なお、東日本大震災の影響により、新規需要米の加工施設の整備も一部見送られたものがあると考えられるが、産地、食品事業者等にとっては根強い要望があり、引き続き平成 32 年度の実産数量目標 120 万トンの達成に向けては、本税制を措置することが必要。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算措置：農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 H24 予算 4, 075 百万円の内数 制度金融：食料安定供給施設整備資金 H24 予算 4, 000 百万円の内数															
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	○予算措置 ・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 生産・流通・加工・販売の一連の工程について必要な機械・施設の整備等を支援。 本交付金は、市町村等の地方自治体と企業等が連携して取り組む、水田地域の活性化を図る上でのモデル性の高い取組について支援するもの。 新用途米穀加工品等製造設備の取得一般を対象として取組全体の拡大を図る本税制措置とは目的が異なる。 ○制度金融 ・ 食品安定供給施設整備資金 一連の工程について必要となる機械・施設及びこれに付帯する立ち上がりの経費に係る低利融資。 米粉・飼料用米の市場が比較的小さいことを背景に、民間金融機関からの資金調達が円滑になされにくいことから、資金調達の円滑化を図るため、日本政策金融公庫による制度資金を措置したもの。 設備投資時の税負担を軽減することにより、その時点でのキャッシュフローの改善を狙いとする本税制措置とはその役割を異にする。															
		要望の措置の妥当性	交付金による支援は、地方公共団体の計画にも関連付けられた地域のモデル性の高い取り組みを対象としているため、これが制約となるが、税制による支援はそのような制約を課さずに新用途米穀加工品等製造設備の取得の負担軽減を行うことが可能であるため、設備投資を通じた取り組み拡大を図る上で、適切な措置である。															
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	適用対象者数及び減税見込額 <table><tr><td></td><td>21 年度</td><td>22 年度</td><td>23 年度</td></tr><tr><td>適用対象者数</td><td>1 9</td><td>1 5</td><td>1 1</td></tr><tr><td>減税見込額（百万円）</td><td>7 6</td><td>8 4</td><td>2 6</td></tr></table> * 1：認定生産製造連携事業計画の事業者からの聞き取りによる * 2：1 法人で対象設備を複数取得し、特例措置を受けた場合には、1 件でカウント					21 年度	22 年度	23 年度	適用対象者数	1 9	1 5	1 1	減税見込額（百万円）	7 6	8 4	2 6
			21 年度	22 年度	23 年度													
適用対象者数	1 9	1 5	1 1															
減税見込額（百万円）	7 6	8 4	2 6															
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	米粉用米・飼料用米については、新規需要米制度が導入された平成 20 年度の 1,518ha、約 9 千トンから平成 23 年度には 41,279ha、約 22 万トンに増加。															

	前回要望時の達成目標	平成 32 年度の生産数量目標である米粉用米 50 万トン、飼料用米 70 万トンに向けた生産を毎年拡大
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	米粉用米・飼料用米については、平成 21 年度の 6,524ha、約 4 万トンから平成 23 年度の 41,279ha、約 22 万トンと毎年増加しているものの、平成 32 年度の生産数量目標である 120 万トンの達成に向けては、引き続き本税制を措置することが必要。
これまでの要望経緯		平成 21 年度 創設 平成 23 年度 2 年間の延長 〔米穀粉製造設備について、ひきうす式（冷却機能を有するものに限る。）及び媒体式の粉碎装置を除外〕